

## 教員養成に係る組織及び職員数

### <委員会等の名称>

- 全学：教学関連本部会議  
教職課程専門部会
- 各部局：工学部教務委員会  
情報工学部教務委員会  
教養教育院教育委員会  
教職課程教育実施専門部会（工学部）  
教職課程運営委員会（情報工学部）  
教職課程専門部会（教養教育院）

### <委員会等の構成員（役職・人数など）>

#### ・教学関連本部会議

- (1) 教育本部副本部長
- (2) 教学推進機構の部門長 各1名
- (3) 工学部及び情報工学部の教務委員会委員長 各1名
- (4) 大学院工学府学務委員会委員長
- (5) 大学院情報工学府大学院委員会委員長
- (6) 大学院生命体工学研究科学務専門部会長
- (7) 教養教育院教育委員会委員長
- (8) 教育支援課長
- (9) その他特に教育本部長が必要と認める者 若干名

#### ・教職課程専門部会

- (1) 教学推進機構の中から全学教育部門長が推薦する者
- (2) 工学研究院に所属する専任の教育職員
- (3) 情報工学研究院に所属する専任の教育職員
- (4) 教養教育院に所属する専任の教育職員

#### ・工学部教務委員会

- (1) 工学部の各コースを担当する教授及び准教授の中から推薦された者各1名。ただし、建築コース・土木コースは併せて1名とすることができる。
- (2) 工学部長が指名する者

#### ・情報工学部教務委員会

- (1) 学部長が指名する者 1名
- (2) 各分野の教育を担当する教授、准教授及び講師の中から推薦された者 各1名
- (3) 教養教育院の教授、准教授及び講師の中から推薦された者1名
- (4) 副学部長

(5) その他学部長が認める者 若干名  
第1号の委員は、第2号の委員を兼ねることができる。

・**教養教育院教育委員会**

- (1) 人文社会系の教授、准教授及び講師の中から推薦された者2名
- (2) 言語系の教授、准教授及び講師の中から推薦された者2名
- (3) 教養教育院事務課長
- (4) その他、教養教育院長が指名する者若干名

・**教職課程教育実施専門部会（工学部）**

- (1) 教務委員会委員長
- (2) 各コースの工学基礎科目又は工学専門科目を担当する教授、准教授及び講師の中から推薦された者各1名。ただし、建築コース・土木コースは併せて1名とすることができる。
- (3) 教養教育科目を担当する教養教育院の教授、准教授及び講師の中から推薦された者1名。
- (4) 教育の基礎的理解に関する科目等を担当する専任教育職員1名。
- (5) 教務委員会委員長が必要と認めた者

・**教職課程運営委員会（情報工学部）**

- (1) 教務委員会委員の中から教務委員会が推薦する者1名
- (2) 各分野の教育を担当する教授、准教授及び講師の中から推薦された者各1名
- (3) 教養教育院の教授、准教授及び講師の中から推薦された者1名
- (4) 教養教育院長が推薦する教職専任教育職員若干名

・**教職課程専門部会（教養教育院）**

- (1) 教職に関する専門教育科目を担当する者 2名以上
- (2) 次に掲げる授業科目区分ごとに当該授業科目区分の教育を担当する専任の教授、准教授及び講師の中から推薦された者
  - ア 人文社会系科目 1名
  - イ 体育系科目 1名
  - ウ 英語系科目 1名
- (3) その他教育委員会委員長が必要と認めた者 若干名

<委員会等の組織体制>

(全学的組織)

教学関連本部会議 教職課程専門部会
----------------------

(各部局)

工学部教務委員会 教職課程教育実施専門部会
--------------------------

情報工学部教務委員会 教職課程運営委員会
-------------------------

教養教育院教育委員会 教職課程専門部会
------------------------

<各部局の教員養成に係る教職専任教員数及び取得可能な免許>

【工学部】

学 科	教職専任 教員数 (名)	免許状の種類	免許教科
工学科	111	高等学校教諭 一種免許状	工 業

【情報工学部】

学 科	教職専任 教員数 (名)	免許状の種類	免許教科
情報工学科	42	高等学校教諭 一種免許状	情 報

【教養教育院】

教職専任教員数 (教育の基礎的理解に関する科目等) 5名